

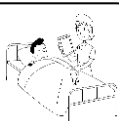
# 海外旅行総合保険

## 緊急一時帰国費用補償特約のご案内

このチラシは緊急一時帰国費用補償特約（オプション）の概要を説明したものです。必ず海外旅行総合保険パンフレットとあわせてご確認ください。緊急一時帰国費用補償特約のみではご契約いただけません。

被保険者が親族の死亡・危篤等により緊急に一時帰国した場合に、保険契約者または被保険者（補償の対象となる方）が負担した費用（往復の航空運賃等交通費、宿泊施設の客室料および諸雑費等）を補償する特約です。

被保険者の配偶者または2親等内の親族が死亡または危篤となった場合



被保険者の配偶者または2親等内の親族が搭乗する航空機または船舶が行方不明となった場合



上記のような場合で被保険者が緊急に一時帰国した場合に負担した費用を補償します。

(注) これらの事由は、3か月以上の海外渡航により被保険者が海外にいる間に生じた場合にかぎります。

### <特約セット時の注意事項>

- 緊急一時帰国費用補償特約のみではご契約いただけません。
- 帯同するご家族についても補償する場合は緊急一時帰国費用補償特約と家族緊急一時帰国費用追加補償特約を併せてセットしてください。特約をセットすることで帯同するご家族を被保険者に追加することができます。詳細および保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この特約は保険期間が3か月以上の海外渡航者（海外駐在員、海外留学生等で旅行中の滞在先が特定できる方）の海外旅行総合保険にセットできます。
- この特約は「数次海外旅行者に関する特約」および「旅行変更費用補償特約」と同時にセットすることはできません。
- 保険期間の途中でこの特約を追加または削除することはできません。
- この特約の責任期間は、海外渡航期間開始時または保険期間の初日の午前0時のいずれか遅い時に始まり、海外渡航期間終了時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。ただし、保険料領収前に保険金をお支払いする事由が発生していた場合または裏面「保険金をお支払いする主な場合」の①または②の原因が発生していた場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金をお支払いできません。

### <用語のご説明>

用語	定義
海外渡航期間	旅行行程開始後、被保険者が最初の出国手続きを完了したときから、海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了したときまでをいい、一時帰国している期間を除きます。ただし、その出国からその入国までの期間が、3か月以上の場合にかぎります。
海外の住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される海外の住宅をいいます。
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
航空券等	航空券または乗船券等をいい、利用する日時が特定されているものをいいます。
責任期間	保険期間中であつ海外渡航期間中をいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。